

第14章 環境保全行政の体制整備

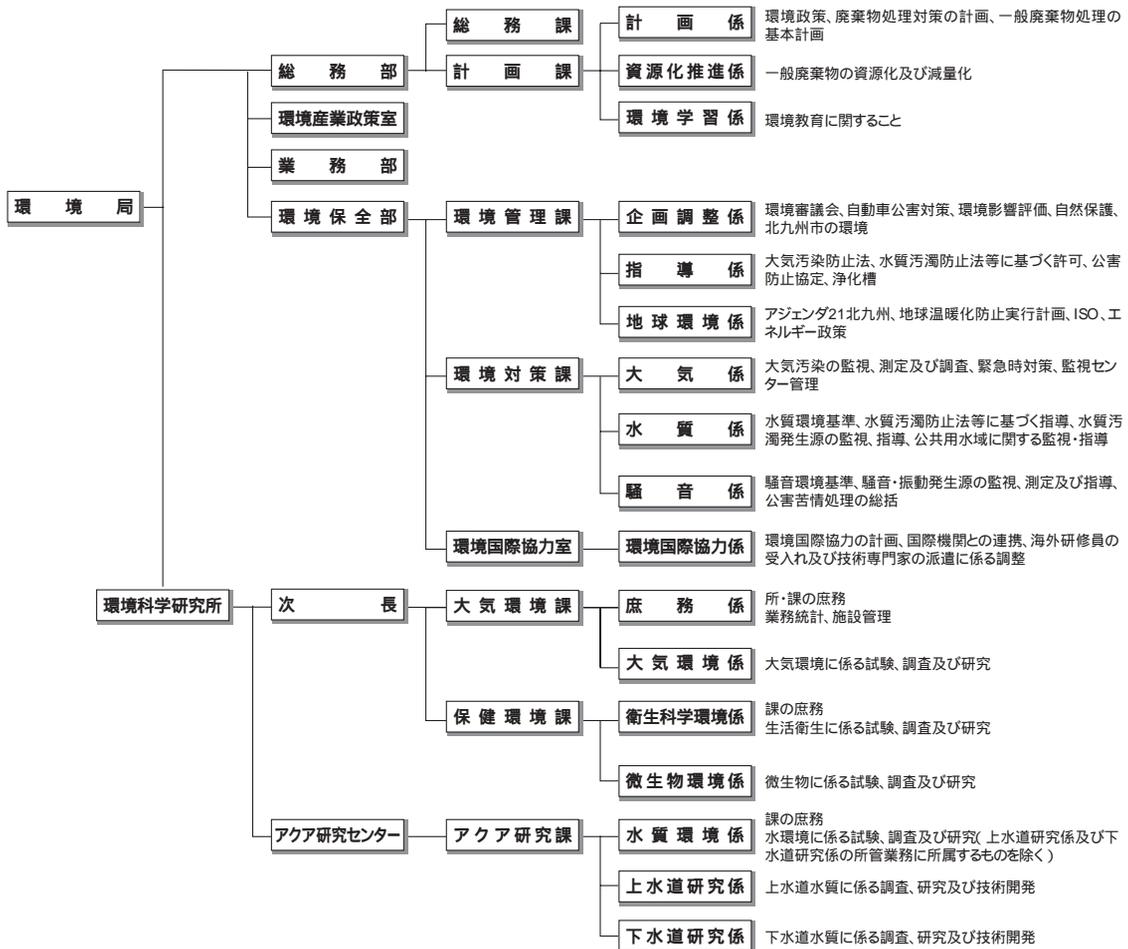
第1節 環境保全行政組織

本市の環境保全組織は、昭和38年2月北九州市の発足と同時に衛生局公衆衛生課公害係4名で出発し、昭和46年には公害対策局となり、組織の機構の拡充整備を図った。

平成2年4月に、総合的な環境行政を行い、快適な環境づくりを積極的に推進するため同局と環境事業局を統合し、環境局を新設した。

現在の機構及び職員の配置は、図14-1のとおりである。

図14-1 環境保全行政機構及び職員配置（平成14年5月1日現在）



部	課	係	事務	技術	嘱託	課計
総務部	計画課	計画係	6	2		16
		資源化推進係	5			
		環境学習係	1	2		
環境保全部 (48)	環境管理課	企画調整係	4	3		18
		指導係	1	5		
		地球環境係	1	4		
	環境対策課	大気係	1	10	1	21
		水質係		4		
		騒音係		5		
環境国際協力室	環境国際協力係	4	3	1	8	
環境科学研究所 (46)	大気環境課	庶務係	4	1		11
		大気環境係		6		
	保健環境課	衛生科学環境係		10		15
		微生物環境係		5		
	アクア研究課	水質環境係		11		17
上水道研究係			3			
下水道研究係			3			

第2節 審議会等

1 北九州市環境審議会

公害対策に関する基本的事項について市長の諮問に応じ調査審議する機関として、昭和39年2月「北九州市公害防止対策審議会」を設置した。その後、昭和45年4月の北九州市公害防止条例の制定に伴い、審議会は同条例に基づく調査審議機関となり、昭和46年10月には同条例の改正に伴い「北九州市公害対策審議会」と改称した。

さらに平成6年6月には、前年に成立した環境基本法の規定を踏まえ、新たに広く環境保全に関する事項を調査審議するための機関として「北九州市環境審議会」を設置するとともに、従来の北九州市公害対策審議会を廃止した。なお、平成12年12月の北九州市環境基本条例の制定により、審議会は同条例に基づく調査審議機関として規定された。

現在までの公害対策審議会93回及び環境審議会16回の審議のうち主な項目は次のとおりである。

- (1) 北九州市公害防止条例について（昭和44、45、46年度）
- (2) 硫黄酸化物に係る公害の防止に関する協定について（一括協定54工場、昭和46年度）
- (3) 公害に係る健康被害の救済について（昭和47年度）
- (4) 北九州地域に係る公害防止計画について（昭和47、52、57、62年度、平成4、9年度）
- (5) 公害に係る健康被害救済地域の拡大について（昭和49年度）
- (6) 硫黄酸化物総量削減計画について（昭和51年度）
- (7) 硫黄酸化物に係る公害の防止に関する協定について（一括協定48社57工場、昭和51年度）
- (8) 公害防止事業費事業者負担について（昭和53、57年度）
- (9) 工場・事業場等の新增設に伴う公害防止協定の締結等について（昭和42年度～昭和57年度）
- (10) 北九州市における窒素酸化物対策の基本方針について（昭和59年度）
- (11) 北九州市環境管理計画の策定について（昭和60年度）
- (12) 北九州市特定呼吸器疾患患者健康被害補償要綱の改正について（昭和62年度）
- (13) 北九州市における一般環境大気測定局の適正配置について（平成元年度）
- (14) 環境基本法（北九州市環境審議会条例）及び北九州市公害対策審議会について（平成6年度）
- (15) 「アジェンダ21北九州」の策定について（平成7年度）
- (16) 屋外燃焼行為に対する規制のあり方について（平成8年度）
- (17) 北九州市公害防止条例の一部改正について（平成8年度）
- (18) 今後の環境影響評価制度の在り方に係る基本的な考え方について（平成9年度）
- (19) 北九州市環境影響評価条例について（平成10年度）
- (20) 環境ホルモン検討委員会設置について（平成10年度）
- (21) 北九州市の環境行政の今後のあり方について（平成11、12年度）
- (22) 北九州市の自動車公害対策推進体制の整備について（平成13年度）

2 北九州市公害健康被害認定審査会等

昭和49年9月に施行された公害健康被害補償法に基づいて、本市における公害に係る健康被害の認定について審査するため、北九州市公害健康被害認定審査会を法施行日に合わせて設置した。同審査会は学識経験者10人（医学9人、法律学1人）により構成されており、平成13年度は12回開催された。

また、公害医療に係る診療報酬の内容を審査するため、医師3人で構成する北九州市公害健康被害補償診療報酬審査会を設置している。平成13年度は12回開催された。

3 公害対策関係諸団体

本市は、公害行政の円滑な推進を図るため、地方公共団体等で構成する公害関係諸団体に加入し、情報交換、調査研究等を行っている。

公害対策関係諸団体は、表14-1のとおりである。

表 14-1 公害対策関係諸団体

名 称	構 成 団 体
瀬戸内海環境保全知事・市長会議	瀬戸内海沿岸26府県市
社団法人瀬戸内海環境保全協会	瀬戸内海沿岸26府県市その他関係団体21団体
社団法人大気環境学会	正会員1,662人、賛助会員106団体
社団法人臭気対策研究協会	正会員755団体、公共会員84団体、その他会員41団体
福岡県大気汚染対策協議会	福岡県、北九州市、福岡市、久留米市、大牟田市、苅田町、学識経験者若干名
全国大気汚染防止連絡協議会	東京都ほか152都府県市(特別区を含む)
大都市環境保全主管局長会議	東京都、北九州市等、指定都市
福岡・山口県際間公害対策連絡協議会	福岡県、山口県、北九州市、下関市
福岡県フロン回収処理推進協議会	関係団体179団体

第3節 北九州市公害防止条例等

条例の制定は、公害防止に関する市民の要望に応え、法を補完し、きめ細かな公害行政を推進するものであり、公害の防止に対する市の積極的な姿勢を示すものである。

本市においては、昭和45年2月に、大気汚染防止法に定める緊急時の措置等の県知事権限が北九州市長に委譲されたことなどを契機に、市公害対策審議会の答申を受けて、市民の健康と快適な生活環境を確保し、公害防止行政をさらに積極的に推進するため、昭和45年4月に北九州市公害防止条例を制定した。

これにより、法律の規制対象外となっている公害発生施設に対しても、公害防止上必要な措置がとられることとなった。

さらに、国の公害関係法の整備に併せて、昭和46年10月に条例の全面改正を行い、昭和47年3月から施行した。

また、平成4年3月、「罰金の額等の引き上げのための刑法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、罰金の一部改正を行った。(平成4年5月施行)

平成6年6月には、環境基本法の成立に伴い、根拠法令を改めるとともに、公害対策審議会に係る条文を削除し、新たに北九州市環境審議会条例を制定し、北九州市環境審議会を設置した。

平成8年6月には、事業者が塗料等付着木材、船、自動車、電線、家電製品等を屋外で焼却すること(野焼き)を制限する一部改正を行った。(平成9年7月1日施行)

なお、平成12年12月には、北九州市環境基本条例を制定し、北九州市環境審議会条例を廃止するとともに、北九州市公害防止条例の一部を改正した。

第4節 公害防止協定

本市では、法を補完し地域の実情に合った公害防止に取り組むため、条例に基づいて工場と公害防止協定を締結している。協定締結の第1号は昭和42年9月の戸畑共同火力株式会社であり、現在までの締結件数は190件である。(表14-2)

協定は、大気、水質、騒音、振動、悪臭、廃棄物処理及び工場緑化等を含む総合的な環境保全対策について締結し、内容も具体的な数値による実効性の高いものである。

また、公害発生のおそれの少ない工場については、公害防止協定に代えて公害防止について誓約書を提出させている。

昭和46年9月から平成13年度までの誓約書の提出総数は936件で、このうち平成13年度は15件である。

表14-2 公害防止協定締結状況

年度	昭 和																平 成													計		
	42~46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	元年	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11		12	13
件数	74	3	10	1	9	61	1	0	1	1	2	2	1	1	1	1	0	0	2	1	3	3	3	1	0	1	3	2	0	0	2	190
	(1)				(3)	(55)					(1)	(1)	(1)	(1)				(3)	(9)			(4)					(1)	(4)	(2)	(86)		

(注) ()の数字は、解除等により失効している協定数で、内数である。

第5節 公害防止管理者等

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律により、昭和47年9月10日から特定工場においては、公害防止統括者、公害防止主任管理者、公害防止管理者の配置が義務づけられ、公害防止管理者を中心とする公害防止組織を整備し、工場における日常の自主的な公害防止活動が行われる体制が整備された。

また、平成元年6月の大気汚染防止法改正により、特定粉じん(石綿)の規制が追加され、従来の粉じんが一般粉じんに改められた。これに伴い、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律も改正され、特定粉じん発生施設を有する工場が特定工場に追加され、従来の粉じん発生施設が一般粉じん発生施設に改められた。

本市では、特定工場の公害防止組織及び公害防止管理者等の職務実施状況について、工場立入検査の際に調査指導している。

表14-3に公害防止管理者等が必要な特定工場数と施設能力により区分される公害防止管理者の種類を示す。

表14-3 公害防止管理者等配置状況

(平成13年3月31日現在)

項目	特定工場	公害防止統括者	大気関係 公害防止管理者				水質関係 公害防止管理者				騒音 公害防止 関係者	特定 公害防止 粉じん 関係者	一 般 公害防止 粉じん 関係者	振 動 公害防止 関係者	公 主 任 管 理 者
			第1種	第2種	第3種	第4種	第1種	第2種	第3種	第4種					
計	154	139 (135)	9 (9)	8 (6)	35 (34)	41 (34)	5 (5)	11 (11)	15 (14)	10 (10)	24 (15)	3 (3)	47 (36)	20 (9)	15 (15)

(注) ()は配置されている代理者数を表わす